

県営住宅管理システム専用ノート型パソコン賃貸借に係る  
一般入札に係る質疑と回答

※一部文言を浄書しています。

Q 1 : 仕様書 6 機器の保守 箇所

4時間対応が必須か。

A 1 : 4時間対応が必須です。

Q 2 : 仕様書 6 機器の保守 箇所

4時間というのはサービスエンジニアリングが設置場所まで駆けつける対応を指した時間か。

A 2 : そのとおりです。なお、メーカー側の当日対応や受付設定時間がない等の場合でも、当契約の契約業者側での初動対応を想定しています。

Q 3 : 仕様書 6 機器の保守 箇所

メーカーのコールセンターで受け付けて、保守対応していくご案内となった場合、メーカーの保守メニューの範囲内ということでしょうか。

(例：ハードウェアの故障に対する保守対応のみで、OS及びアプリケーションに起因する障害及びバックアップは対象外となる。)

A 3 : メーカーの保守要件範囲内での対応（ハードウェアの故障に対する保守対応のみ）と考えてかまいませんが、ケースによっては別途個別で相談等を行う可能性があります。

Q 4 : 仕様書 別紙2 3 ソフトウェア (2)Microsoft Office 箇所

「現在使用中の機器より移行」とあるが、納入するパソコンに新規でインストールするということでしょうか。(設定の際にはライセンスキーの提供を依頼したい)

また、設定やデータの移行は不要ということでしょうか。

A 4 : ソフトウェアの移行作業に関して(インストール含む)は、別途運用保守業者で行うため、基本的に対応不要ですが、運用保守業者とのやり取りなどを別途行っていただく可能性があります。